

令和3年度 通所型介護予防事業に関する説明会に関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。(令和3年8月3日現在)

番号	質問・要望	回答
1	通所Cについて	
1	(ケアプラン作成者は)3か月後の評価時のみ参加すればよいのか。評価のために2回くらい訪問して確認する必要も出てくると思われ、無報酬の業務が増えそうな印象を受けた。	<p>通所型介護予防事業(通所C)における介護予防ケアマネジメントは、通所型の従前相当サービス(デイサービス)と同じく、介護予防支援と同様の方法(ケアマネジメントA)により行います。このため、介護予防ケアマネジメントのプロセスについても、介護予防支援の基準が準用されます。</p> <p>介護予防ケアマネジメントにおける評価はサービス実施期間終了時に行うものであり、実施期間中は状況の把握(モニタリング)を行うこととなります。</p> <p>モニタリングは月1回以上実施することになっており、ケアマネジメントAの報酬算定要件であることから適切に実施してください。</p> <p>なおモニタリングの実施方法については、以下の介護予防支援の基準に照らし合わせて適切な方法を選択してください。</p> <p>(1) モニタリングは、月1回以上実施する。 (2) 以下に該当する月は、利用者の自宅を訪問のうえ面談を実施する。 ①3か月に1回 ②サービス評価期間の終了月 ③利用者の状況に著しい変化があったとき (3) (2)の月以外は、サービス事業所へ訪問のうえ利用者と同接するよう努めるとともに、面接が出来ない場合は、電話等により利用者との連絡を実施する。</p> <p>(参考:指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号) 第30条第16号)</p>
2	資料11ページ(「※第一号介護予防支援事業はサービス事業に繋げなくても報酬が発生する」のスライド)の図表、文言が理解できなかった。	<p>資料は、第1号介護予防支援事業(総合事業の介護予防ケアマネジメント費)については、利用サービスにかかわらず介護予防ケアマネジメントを実施することそのものが介護予防ケアマネジメント費の請求対象となることを説明したものです。</p> <p>このことから、介護予防支援とは違い、給付管理の対象になるサービス(従前相当サービス、A型などの指定事業所によるサービス)の利用に関わらず介護予防ケアマネジメント費を請求できますので、介護保険外サービス・民間サービス・住民主体の支援を含めて利用者にとって適切なサービスを選択可能となるような介護予防ケアマネジメントを実施いただくようお願いします。</p>
3	ケアマネジメントCについて教えてほしい。	<p>ケアマネジメントの分類については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日 厚生労働省老健局振興課長通知)をご確認ください。</p>
4	具体的な報酬金額等の資料もあれば、わかりやすいと思った。	<p>事業所の報酬金額は、一人あたり1種類2,300円、2種類2,600円、3種類2,900円です。</p>
5	実際の動きが知りたい	<p>マニュアルをご覧ください。</p>
6	目標達成カレンダーは、訪問Cの保健師から利用者へ説明・配布するのか	<p>お見込みの通りです。</p>

令和3年度 通所型介護予防事業に関する説明会に関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。(令和3年8月3日現在)

番号	質問・要望	回答
7	<p>評価会議の出席者が事業者、長寿職員で、必要に応じて本人・家族となれば、評価時は本人・家族の意向に沿った検討ができない気がする。</p>	<p>介護予防ケアマネジメントでは、サービス事業者からの報告をもとに、利用者の状態を把握、集約し、生活機能全体を評価することとされており、本市では、通所Cの利用時には会議形式で実施していただくこととしました。 本人、家族の出席については、必要性を踏まえてご検討ください。なお、評価会議に本人・家族が不在の場合であっても、本人・家族の意向を事前に確認し、それを踏まえたうえで評価を実施してください。 (参考:長寿社会開発センター「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」281～288ページ)</p>
8	<p>暫定利用で通所Cを計画に位置づける場合も、長寿福祉課に提出・連絡等の一連の動きが必要になるのか。または、認定結果判明後に一連の流れを行うのか。</p>	<p>通所Cの暫定利用は想定しておりませんが、その事情は利用者によって異なるため、その都度お問い合わせください。なお、認定後の利用に関しては、お見込みの通りです。</p>
9	<p>1クール目終了時の評価会議、2クール目終了時の地域ケア会議開催の負担が大きいと感じる。</p>	<p>通所Cの評価については、利用延長や再利用者が多いという本市の課題を踏まえ、これまでケアマネジメント実施者によってばらつきがあった評価方法を統一する必要があると判断し、評価を会議形式で実施していただくこととしました。 1クール目の評価会議は、事業所による事後評価をケアプラン作成者と共有するという位置付けとし、2クール目終了後の地域ケア会議は、地域課題の発見や地域づくりの資源開発の機能も活用し、サービス終了後の社会参加支援の充実にも資する目的で位置付けております。 なお、2クール目に入る際には、厚生労働省 地域支援事業実施要綱において、利用延長は「サービスの継続が生活行為に効果的である」ことが要件とされていることにご留意ください。 ただし、評価の方式については、今後の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>

令和3年度 通所型介護予防事業に関する説明会に関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。(令和3年8月3日現在)

番号	質問・要望	回答
2 周知について		
10	市民向けに分かりやすいチラシを作ってほしい。	チラシを作成しましたので、ご確認、ご活用をお願いします。
11	利用者向けのパンフレットを示していただけると助かる	
12	通所Cを利用検討する方へのパンフレットや資料が無く困っていたので、チラシをいただければ活用したい	
13	説明会の内容を、利用者にも周知できるような資料がほしい。	
14	通所Cについて、利用者に説明するのが少し難しく感じた。	
15	市としてもサービス提供側だけではなく、利用者・高齢者への働きかけも必要だと思う。(SNS以外の)メディア等を活用し、周知していただきたい。	介護予防の考えが浸透するよう尽力いたしますので、みなさんのご協力もよろしくお願いいたします。 なお、一般介護予防事業や地域の通いの場については市のホームページなどに掲載しておりますので、ご活用願います。
16	地域の受皿を広報などに記載し、介護予防への呼びかけを行ってほしい。	
17	これまで通所C事業は一部の利用者しか知らず、不透明な部分もあり、地域資源として十分に理解されていない印象。これからは多くの方に知ってもらい、正しく利用されるようになればと思う。	
18	「介護保険を利用してデイサービスに行く」という考えを、市民だけではなく、支援者も「自立支援、自分らしい生活」に転換していくためには、もう少し周知活動が必要で重要。	
19	介護予防事業は良い考えだと思うが、介護事業関係者、利用者共に、理解がまだまだのように思う	
20	事業者向けに、具体的な説明がもっとあれば嬉しい。	個々の事業者に対し、お伺いし説明いたしますので、ご要望があればご連絡ください。
21	セルフケアの重要性や意識付けは大切だと思う。スライド26枚目のようなことを、デイサービスにも周知してほしい。	デイサービスへの周知は、今後も機会を得ながら周知して参ります。なお、本説明会の資料をHPにアップします。

令和3年度 通所型介護予防事業に関する説明会に関する質問や要望に対する回答

回答内容は今後変更になる可能性があります。(令和3年8月3日現在)

番号	質問・要望	回答
3	その他	
22	具体的な事例をあげてもらえれば、イメージがつきやすいと思う。	事例を積み上げて、共有したいと考えています。
23	実務的な部分の説明もあれば良かった。	ご希望によってお伺いし説明いたします。ご要望があればご連絡ください。
24	送迎が可能な通所Cの受皿が必要。	ご意見として承ります。
25	質問を公表してほしい	当日の質問はありませんでした。
26	提案だが、6か月終了した方のケース会議は、長寿福祉課主催で月ごとにまとめて開催していただくほうが、専門職への依頼も効率よくできるのではないか。	地域包括支援センターが地域ケア個別会議を開催することで、より多くの方が自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術の習得や、多職種協働のネットワークの構築に携わる機会が増加すると考えています。なお評価の方式については、今後の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。
27	zoom、事前準備が不十分。	この度は、みなさまに大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。